

のような方法が必要ではないかと考えております。

○環境保全課長（ハ木房雄君） 自席からお許しをいただきまして、市長の答弁の補足説明をさせていただきます。

市民が健康で快適な生活ができることは一番幸せであると考えております。そこで市民一人一人が自分の健康管理をしていくということは非常に大切だと考えております。

御質問の健康手帳のことですが、二十六市中三鷹市が行っております。三鷹市では立川保健所から健康手帳をいただきまして希望者にあてられているというところでございます。当福生市につきましては、青梅保健所が希望者には配布しておりますが、いずれにしても現在の状況では青梅市までちょっと遠いという難点もあるようです。それにかわりまして、私ともいいたしましても、胃ガンの予防検診とか、子宮ガンの検診とか、精神病の検診、はかに結核とか、いろいろと市で市民の方々の検診を行っております。これらにつきましては、この健康手帳に記入するのが非常にいいのではないかと考えておりますが、この健康手帳は一般の開業医に持っていくと

やはりこれは健康診断になりますと有料になりますので、健康保険が使用できないという関係で高くなっております。したがって、福生市といたしましては、保健所を大いに利用いたしまして、市民に無料でその検診を実施したいと考えております。なお、市長から答弁がありましたとおり、福生市に保健所がありませんれば、なお一層市民の健康管理ができるのではないかと、健康手帳を保健所からいただきまして、自分で自分の健康管理のために保健所を利用していただくのではないかと考えております。

現段階におきましては、保健所と十分協力いたしまして考えてまいりたいと思っております。

以上お答えいたします。

○十八番（東田正治君） もう一点お尋ねいたします。

健康都市宣言を一般にPRして看板を出してはどうかという意見を述べておりますが……

○環境保全課長（ハ木房雄君） お答えいたします。

非常によく各市におきまして健康都市宣言というような看板が出

であるようにございます。市としても今後市民の健康管理のために、市の広報とかいうものでPRすると同時に、何らかの形でそういうものもあればよいのではないかとというように考えております。

○十八番(東田正治君) まず福生広報の中で、老人福祉対策という項が述べられておりますが、定期的に健康診断と健康管理体制を充実させていくという計画のもとに、大体六十年をめざしてやっておられるように聞いておりますが、保健所ができてからという前に、この健康手帳の交付については十分検討していただきたいということを願ひ申し上げます。

それから看板につきましても、これはやはり議会で議決を得たということにより、やはりそれまでの議会の権威もあると思います。そこで執行される方々にも、どうか議決された以上は、市民に広くPRしていくという姿勢を要望申し上げますので、よろしく願ひいたします。

もう一点でございしますが、建てかえのことですが、昭和四十九年度より空屋の取り壊しをやっておられますが、五十年度的についてはどのような計画がなされているかお聞かせ願ひたいのですすが……

○庶務課長(生子国利君)

五十年度的につきましては、当初予算で御議決をいただいておりますとあり三戸を目標にしておりますけれども、現在、空き屋として十戸ばかりの住宅があります。したがって現在のところ、空き屋を取り壊す際に、隣接の方々にも御迷惑をかけることがありますので、それを考慮いたしまして、代表者と一応話し合いを進めて取り壊したいということをお申し入れてあります。近日中にその回答があると思ひますが、あるいは次第取り壊しに入りたいと私どもでは考えております。

○十八番(東田正治君) ありがとうございました。

先日の新聞にもちよと報道されておりましたが、やはり都営に住んでいる方も払い下げ問題で御存じのことと思ひますが、一番、二番とも却下されております。この種の問題等は住民福祉優先という名において却下されていくとみえてありますが、どうか一日も早く住民の側に立つて一つの施策に全力を傾けていただきたい。このようにばかりお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 次に一番原 敏子君

(一番原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 私は多くの市民の皆さん方の要求である一点目には自転車置き場の設置について、二点目に保育行政について、三点目に障害児教育について一般質問をしたいと思います。

まず最初に自転車置き場の設置について行います。

市長は五十年度の施政方針の中で、都市環境を整備し、これを基盤として生活する人々が精神的にも肉体的にも健康で快適で安全な生活を営んでこそ達成されるものと述べ、福生市を愛し、福生市に住んでよかったと言えるような町づくりをするための基礎として町の緑化を進めると述べているが、この趣旨は現在も変わっていないかどうかまずお尋ねいたします。又、そうであれば、福生市における公害をなくし、光化学スモッグが発生しないような町づくりを目指していると思いますが、これはいかがでしょうか。しかしながら現在のようない自動車優先の排気ガスが野放しにされている現状では、いずれの日にか福生市にもそのような事態が生まれるのではないかと心配するの

は私だけではないと思います。このような事態を防ぐために市として何らかの手だてを講ずべきだと私は思います。そのために市民の皆さんが、車優先の生活環境から少しでも排気ガスを伴わないような通勤、通学をはじめ、日常生活ができるように何らかの手を打つべきだと思います。車に頼らず自転車によって日常生活ができることは、この意味で大変大事なことでだと思います。

ところが、この福生市には福生駅東口を見ても西口を見ても、又東福生駅にも能川駅にも合法的な自転車置き場は一つありません。私はこれらの駅に自転車置き場を設置すれば、かなりの人が車をやめ、自転車での通勤、通学に切りかえることができると思います。こうすれば、少しでも市長が施政方針で述べられているような住みよい環境、住みよい町づくりに貢献できるものと思います。そこで私は東口開発計画を進めるに当たり、東口に自転車置き場を設置する考えがあるかどうかを市長にお尋ねしたいと思います。

二点目に長時間保育の運営と内容についてお聞きいたします。その中で働く母親にとって保育所問題は大きな関心を呼んでおります。その中で

も保育時間延長の要求は切実で、早期に実施してほしいという父母の声は日に増大しております。都下で保育時間を延長していないのは当福生市と東村山市だけであります。しかし福生市においては、つくし保育園で十月より長時間保育が実施されると聞いております。

そこで私は次のことを市長にお聞きいたします。

第一番目に、十月から確実に実施することができるのかどうか。又実施するに当たって保育時間と保育の態勢はどうするのか。

二番目に、つくし保育園では現在保育が一名欠員となっております。しかもそのほかに二名の保育士が病気で休まれているという現状であり、こういう現状に対して早急に対策をとる必要がありますが、その問題はどのようなふうに考えておられるのか。

三番目に、真の障害児学級と福原学級のあり方についてお聞きいたします。

今日、義務教育の就学率は九九・九％に達したと発表された中で、障害児教育は長い間放置され、戦後三十年もたった現在ですらなっており



ません。しかし東京では四十九年度から障害児の全員就学が実施されました。ここに至るまでには、父母をはじめとする関係者の十年にも及ぶ運動があったと聞いております。この福生市におきましても、四十七年度より特殊学級として福原学級が開級され、多くの市民の皆さんから大変喜ばれております。しかし現在の福原学級は、促進学級としての役割りは果たしておりますが、障害児学級としての役割りは大きくおくれっております。現在福原学級に入れな

い障害児は都、市、町の施設に通っております。私は障害の重い子供こそ

市内で教育を受けさせるべきだと考えます。又それは障害児を持つ多くの

父母の声でもあります。地域の子供と学び遊ぶことも、障害児にとって

社会参加の場であると考えられます。そういうことが実現してこそ福原

学級が真の障害児学級といえるのではないでしょうか。

そこで私は市長にお尋ねいたします。

一項目として、今後の福原学級のあり方について具体的に説明願いたい。又私としては障害の重い子供も入学させていくということが関係する父母の願いにこたえるものだと考えておりますが、この点についてはどうお



考えになるかお聞きいたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答えいたします。

最初に自転者置き場でございますが、確かに私もどこにもあつたほうがよいと思っております。なかなか忙しい仕事がたくさんございましてできないわけでございますが、財政的にむずかしいということとございすけれども、できるだけ早くほうほうにつくらなければいけないと思っております。東口につきましては担当の課長のほうから御説明申し上げます。

保育時間の延長の問題でございますが、元来、福生では私立及び東福保育園がやっておりますので、これで五つになるわけでございますが、ぜひやりたいと思っております。保母さんは原議員さんが御指摘のとりの状況でございまして、なかなか適当な保母さんがいないということとでございます。できればパートを雇つてということとただいま募集中でございます。一つの園だけではやはり足りないと思っておりますが、これにつきましては福祉事務所長から現在の進行状態を御説明申し上げます。

福原学級の障害児教育の件でございますが、福生市におきましてはまだ理想を完全に追究することはなかなかむずかしいやうございまして、御指摘のようなことがあれば本当に結構なわけでございますが、気持ちがあつてもなかなかできないということとございまして、早くそのようなものができるようになるりたいということとでございます。現実のところ、福原学級にもう少し重い方を入れるということも教育上あもしろくないというやうなこともあるうでございまして、なかなか専門的なことでございましてむずかしい問題でございます。重い者を入れるわけにいかないということとでございますが、専門的なことにゆたりますので、担当の課長のほうから細かく御説明申し上げます。

大変失礼な答弁でございましたけれども、担当の課長から説明をお聞きとりたいなだきたいと思つ次第でございます。御指摘のやうなことは本当にやりたいということとでございますけれども、現状においては早くそのやうなことができる市になつてそういうものを完備したいと、ただいまそういう準備段階のところとでございます。若い市でございますので、一日も早くそういうこと

ができるような市になるように御支援をいただきたいと思います。次第でございます。

○都市計画課長（浅見裕康君） 答え申し上げます。

まず第一点の東口の已更整理事業の関連でございますけれども、現在計画しております四千平方メートルの駅前広場の中には、計画の中で自転車置き場を設置するというような考え方は持っております。と申しますのは、四千平方メートルの駅前広場については外周を自動車が行くという設計にならざるを得ないわけでございます。駅前広場が孤立してセツトされるという面におきましては、せっかくつくりました駅前広場の効用というものが抹殺されるという関係がございますので、現在の計画の中においては、自転車置き場を設置する考えはございません。ただ御意見といたしまして、ただいまお話しがありました点につきましては、私ども十分理解できるところでございます。担当の建設課等とも十分話し合ひながら、駅に真近ということとは必ずしも必要ではないのではないかと考えますので、駅周辺に極力近いところにそういうものをつくっていくという前向きな姿勢で建設課ととも

も検討していきたいと思っております。

○福祉事務所長（森田 猛君） 長時間保育の關係につきまして御答弁申し上げます。

長時間保育は先ほど市長が申し上げたとおり、最近の社会情勢としては必要なわけでございます。そのような中で東村山市と福生市が全くやっていないというような御指摘があったわけでございますが、福生市といたしましては全くやっていないわけではございません。一応児童福祉法あるいは又保育園の勤務の時間等につきましては一日八時間の原則というものがございしますが、平常時においては私ども九時間やっております。

それからつくし保育園で長時間保育の計画があるが、十月から確実にできるのかという御指摘でございますが、この長時間保育に要する予算関係につきましては、この九月定例会に上程するわけでございます。その御議決をいただきましてから募集等を行わなければならないということで、会期については議会運営委員会の委員長さんからも十月三日という報告がなされたわけでございますので、したがいまして、実質的にはそれ以後に入るわけでござ

ございますが、いろいろなPRとの関係で今日の二十五日の市のお知らせで募集等の関係をするわけでございます。したがって、どんな方法でやるかということになりますと、先ほど御指摘いただいた欠員の保母の募集につきましても再三にわたり募集をいたしました結果、有資格者がいなかったというような現状でございます。それでやむを得ず現在臨時を一名採用してあります。この臨時の者につきましても、保母の資格と申しますと、試験に合格するには八科目あるわけでございます。そのうち保育実習の試験が受かっていないということでございます。なお、代用保母等につきましては四科目以上合格した者であれば代用保母として採用してもよろしいというふうなことがあるわけでございます。したがって、それらに合致した者を一名、現在欠員の補充として採用してあります。そのほか病気の職員はたまたま出てきたものでございます。この特例保育、いわゆる長時間保育につきましてはここでやると考えなければならず、前々から構想もし、打ち出してきた中で、そういう病欠の保母が出てきたという段階でございます。これらにつきましてもパートで暫定的に埋める方法でやむを得ないのではないかという考えを持っているわけで

ございます。それらにつきましても種々手を尽くして現在募集中でございす。いつ埋まるかということになりますと、それは言明はできませんけれども、人事のほうとも極力想談いたしまして、手を尽くしている現状でございます。一日も早くこれらにつきまして確保したいというふうに考えております。

○教育長（町田倍二君） 心身障害児教育の關係につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。なお、最後の御質問でございますが、担当課長から説明いたさせますのでよろしく願います。

すでに御承知のとおり、福原学級は障害の程度が比較的軽いお子さんを対象といたしまして、普通学級との交流の中で非常な効果を上げている身障者特殊学級でございます。東京都におきましては、ただいま御指摘のとおり、四十九年度から全員就学の方針を打ち出しまして、すべての身障のお子さんにもそれぞれに適した学級あるいは養護学校等に就学させるということになってきたわけでございます。当福生市におきましても、ただいま申し上げましたように、軽度の身障学級として現在福原学級が設置されておりまして、普通学級との交流の中ですぐれた効果を上げているわけでございます。したがって、その中

に重度のお子さんを入学させるということは、福原学級に混乱を招く結果となりますので、現在のところこの形を変えるという考えはありませんので、御理解いただきたいと思います。

それから、かねてより西多摩地区に対して都立の養護学校を設置していただきたい旨を都へ要望してきたが、幸いにして西多摩地区の多くの方々の要望が通じまして、昨年四月より羽村町に都立の養護学校が開校され、本年度新校舎も完成し、小学部、中学部、高等学部と一貫した教育が進められていくようになってきております。又スクールバスによる児童、生徒の送迎も行われております。福生もそのコースに入っておりますので通学が容易になっております。現在福生市からも三名のお子さんが羽村の都立養護学校に通っているわけでございます。したがって、当市としても重度のお子さんにつきましては、当面羽村の都立養護学校で教育実施をお願いしたいと考えております。

それから、この問題につきましては大変重要な問題でございます。又財政上も大きな問題でございますので、重度の関係につきましては、今後の

研究課題として検討をさせていただきたいと存じます。

○一番（原 敏子君） 自席から再質問させていただきます。

自転車置場の設置についてですが、先の市長の答弁にはあったほうがよいと、忙しい仕事があつてなかなかできないけれども、早い時期につくうなければならぬと考えているという御答弁をいただきましたけれども、そういう答弁の中で、課長が、今度の区画整理の中では自転車置場の設置は考えていないと、ずいぶんうらはな答弁ではないかと思ひます。あったほうがよいという中で、今後区画整理があるんだからそこにつくつていきたいというところが私は望ましい答弁だと思ひますが、そういう意味でもこれから区画整理をやる中で、駅周辺につくつていきなさいと言われまして、これはやはり明確に打ち出してもらいたいと思ひます。東口区画整理に当つてはまらないにしても、区画整理をやつていく中に、これはつくつていくんだということとを明確にさせていただきたいと思ひますが、その点どういうお考えかもう一度伺いたいと思ひます。

二点目の保育問題ですが、福祉事務所長は、私の質問に当たつていな

かたと思ひますが、十月からということにはよくわかりました。ただ実施するに当たって、長時間保育の時間を何時から何時までとするのか。その長時間保育をやるに当たって正規の保育を雇い入れるのか。パートでやるのか。その態勢をもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。再三正規の保育が足りなくて欠員募集をしたけれども、適当な人がいなかったという答弁をお聞きしていますが、適当な人がいないというのはどういうことなのか。そういうことはないと思ひますが、資格を持つていない人が応募したのか。それから障害児学級の問題ですけれども、市長が常に口にされているように、できるように早くなりたいと、これは当然私もそう思ひますが、しかしこういう重度の、障害の重い子供こそ、先ほど私が言いましたように、居住する地域の学校に入学することにより、その子供の障害が少しずつ社会に溶け込んでいくのじゃあないかと考えます。なかなか専門的でむずかしいとおっしゃいますけれども、この問題は将来の福生市に大変重要な問題を投げかけると思ひます。なかなか困難を招くとか研究課題とおっしゃることもわかりませんけれども、いまの福原学級をもう一歩進めて、もう少し重い障害児を入

れて、試験的でもいいですから実施してもらいたいと思ひます。この点、他の市町村へそういう子供を入学させてもよいと思ひてはいないと思ひますが、その点をどういうふうにお考えになるか。いまの段階では仕方がないとお考えになるのか。それとも前向きに考えていきたいとお考えになるのかもう一度お伺ひいたします。

○都市計画課長（浅見裕康君） 答え申し上げます。

市長が必要であるということをお申し上げ、私がつくらないということをお申し上げ非常にうらはらという御指摘でございますけれども、私もちょっと触れましたように、一応考え方としては結構であると、私も十分理解できるということをお申し上げたわけでございますけれども、市長が申し上げましたのは、いわゆる自転車置場の設置というものが実際に必要なんだということで、原議員さんの御指摘のとおり、そういう意味で答弁されたと思ひます。

東口区画整理の中でつくらないという問題につきましては、御案内と思ひますけれども、これは従来の区画整理と違ひまして、私どもが公共施設の整備計画をつくりながら、その中において、たとえば六メートル、八メートル道

路というものをつくりたかったわけです。しかしながらやはりそれもできない。四メートルにしたり、六メートルにしたり、そういう非常に苦しい内容を持っていくわけです。さらに減歩緩和ということで、その道路を狭くした上にさらに減歩を下げるということで、別に市で用地を買っているというような実情もございいます。そういう中でさらに自転車置場をつくるということは、現在の私どもの計画の中でなかなか許されない厳しい状況にさえなっているわけです。したがって、仮に自転車置場をつくって一般のいわゆる不特定多数の方に利用させるという考え方に立ちますれば、さらに別途用地買収をしなければならぬということになります。したがって、ここまで進んでいる区更整理については、住居地域の方もほとんどの方に御賛同をいただきました。計画が実現に向かって進むとする時期において、それを変更するのも実際に不可能であろうと思えます。したがって、私が申し上げましたのは、駅の直近の位置ではなく、五、六分ほどなら駅に歩いてくるという考え方で、直近ではなく、その周辺に今後……、実は自転車置場というのは建設課で担当しているわけでございます。したがって担当課と私ども現在実施に移っ

ていくわけでございますので、私どもとしても、その点について総合的に検討して、極力早い時期に、ただいま御指摘がありましたような形で実現すべく、努力なり検討していきたいと、かようなことを申し上げたのでございます。

○教育長（町田倍二君） 答えいたします。

先ほど御指摘がありましたように、都立養護学校が羽村にできましたので、重度のお子さんにつきましては、当面は羽村の都立養護学校で教育処置をお願いしたいと思えます。

それから、この問題は御指摘のとおり大切な問題でございますので、又大きな財政を必要とする関係から、今後の研究課題として検討させていただきたいと考えております。

○福祉事務所長（森田 猛君） 先ほどの私の答弁で、長時間保育の内容、時間等を落として申しわけございません。

大体時間といたしましては、午前七時半から午後六時までと考えております。それから、それに従事する者はどういう者かと申しますと、一応暫定とということでございますのでパートでいきたい。ということとは、正規の資格を持つ